動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）について

令和８年度動物取扱責任者研修

富山県厚生部生活衛生課



講義の内容

犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化について

（第一種及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改正）

富山県動物の愛護及び管理に関する不利益処分等取扱要領の策定について

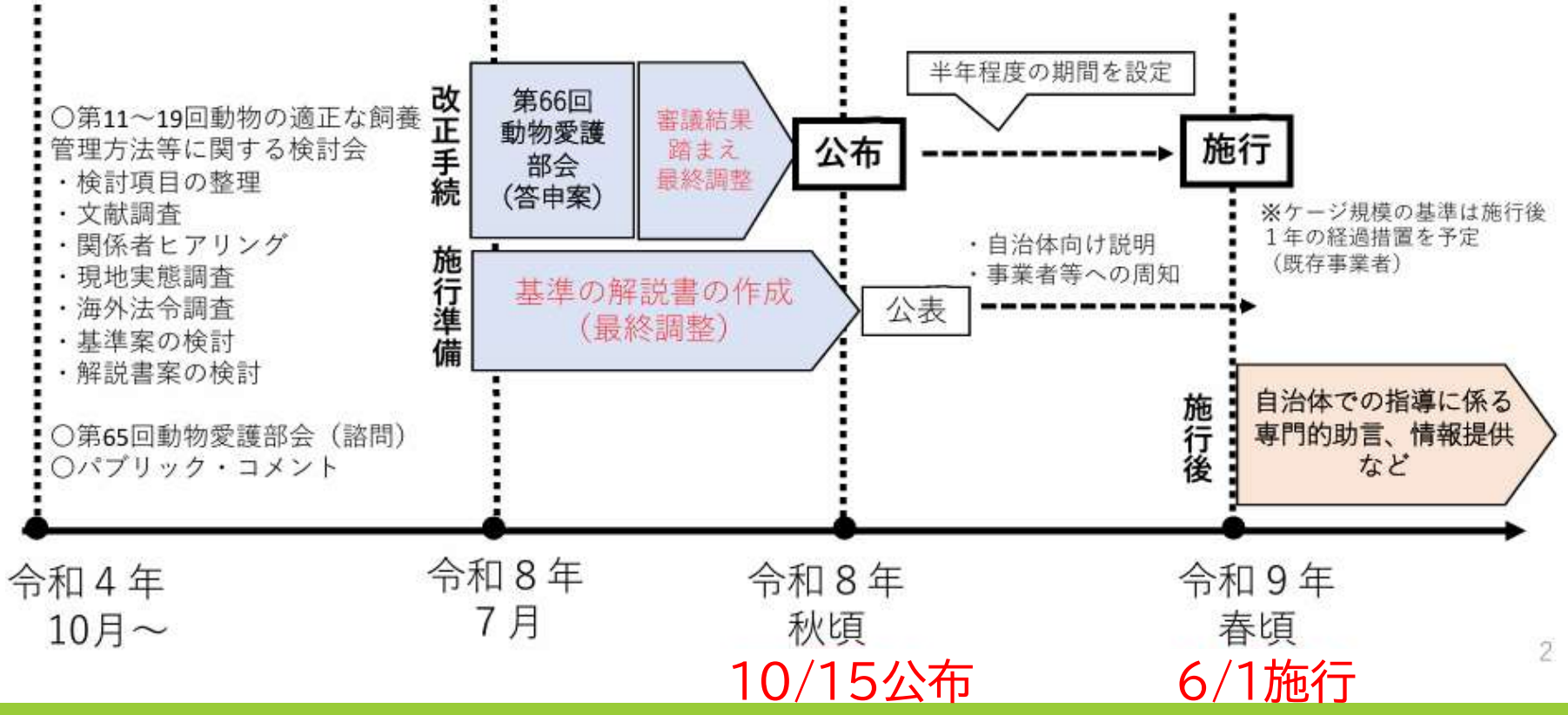
犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化

（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改正）

公布・施行等に関する想定スケジュールについて

- 自治体や動物取扱業者への周知や対応準備期間を想定して、公布後、半年程度を空けての施行を想定。
- 自治体での指導監督体制については、細部解釈や種別の推奨事項等をまとめた解説書を公布後早期に公表するほか、施行後も必要な技術的支援等を行うことを想定（自治体での指導に係る情報収集や専門的助言など）。

➡令和８年10月1日公布、令和９年6月1日施行を予定　※今後の審査手続で前後する可能性あり



背景・経緯

○令和元年の動物愛護管理法改正により、**動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の基準の具体的事項が明示され、その詳細は省令で定めること**とされた。

○これに伴い、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（通称、飼養管理基準）が令和３年４月１日に公布、同年６月１日に施行。

○当該省令は、犬猫に関する基準の具体化が図られたものの、**犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類の基準については定性的な記載に留まっている**。このため、当該省令の諮問に対する中央環境審議会答申（令和３年１月７日）において、下記のとおり記載されている。

> *Ⅲ.答申の内容*
> *1．基本的事項*
> *（4）犬猫以外の動物の取扱い*
> *今回の改正事項は、改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、**犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進める**ものとする。*

○本答申を受け、令和４年より「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」において、**犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化に向けた検討を進めてきたところ。**

改正案の概要

1号　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
・ケージ等の規模を具体化

2号　動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

3号　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
・温度計・湿度計を設置し、動物の健康のための温度管理、光環境を管理

4号　動物の疾病等に係る措置に関する事項
・個体の状態悪化時の診療

5号　動物の展示又は輸送の方法に関する事項
・展示時間及び展示を行う場合の休息
・輸送後の目視観察による健康状態の確認
・外部施設からの速やかな持ち帰り

6号　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
・繁殖する場合の診療又は助言、繁殖に適さない動物の繁殖をさせないこと

7号　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
・動物に演芸をさせ、訓練をする場合に、暴力を加える等の行為を行わないこと
・夜間の接触、譲渡しを行わないこと
・顧客等と動物が接触する際に必要な人数の職員を確保する、接触方法の説明と確認等を行うこと

※犬猫以外の哺乳類に関して対応すべき事項を整理し、犬猫で具体化した内容を参考に検討。
※基準案については、第一種動物取扱業/第二種動物取扱業いずれにも同様に適用。
※一部事項については、基準は現行のままとしつつ、施行までに作成する解説書において細部解釈等を明記することで基準の具体化を図る。

改正の概要

犬猫で具体化された内容を参考に検討

基準については、第一種／第二種動物取扱業いずれにも同様に適用

一部事項の基準は現行のままとしつつ、解説書において、細部解釈等を明記して基準の具体化が図られる

ケージ等の規模、運動の確保

背景・課題

- ペットショップやイベント販売会場、動物との触れ合いを目的とした展示施設において、動物の生理・生態に適さない狭いケージ・スペースで飼養されている。
- 走る等の運動が困難なケージ・スペースで長期間継続して飼養されており、運動ができない状態となっている。

対応案

- 犬猫の基準を参考に、国内外の法令や文献等を参照した上で、正当な異議が生じないと考えられる、**【うさぎ、ハムスター、モルモット】については定量的かつ具体的なケージ等の規模の基準**とする。
- これらに該当しないものは、定性的な基準とした上で、**取扱数の多い【シマリス、チンチラ、デグー、フクロモモンガ、ヨツユビハリネズミ、フェレット、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシ】については、解説書において、各動物がどのような動作を行うための広さ及び空間が必要となるのか、可能な限り具体的な内容を示す**こととする。

➡改正概要は次ページ参照

＜参考：うさぎ、ハムスター、モルモットに関する調査、海外法令等＞

○ウサギの生態観察調査結果（環境省調査、第18回動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会にて報告）
・ウサギ１頭あたりに必要なケージサイズの具体化にあたっては、犬猫のような運動スペース分離型/一体型といった区別はせず、【頭胴長の２倍以上幅×1.5倍以上奥 行×1.7倍以上高さ】とする。

○ハムスター、モルモットのケージ等の規模に関する海外法令
動物をペットとして販売する許可：地方自治体向け法定ガイドライン(イングランド)

Selling animals as pets licensing: statutory guidance for local authorities

ドワーフハムスター：（1頭～４頭）最低面積750㎠　　以降１頭追加につき250㎠
モルモット：　　（密度1-4匹）最低限の面積2,300㎠、高さ30㎝、5匹目以上は1匹毎に900㎠追加
（より質の高い環境：密度2匹）最低限の面積2,300㎠、高さ30㎝、1匹毎に900㎠追加







第一号 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

＊ケージ等の規模を具体化＊

・うさぎ、ハムスター、モルモットについては定量的かつ具体的なケージ等の基準を定める。

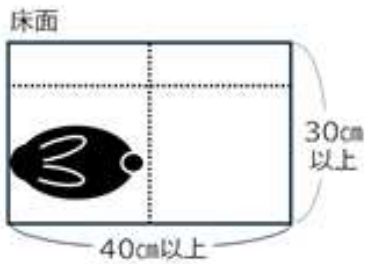
・それ以外は、定性的な基準とした上で、取扱数の多い【シマリス、チンチラ、デグー、フクロモモンガ、ヨツユビハリネズミ、フェレット、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシ】については解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

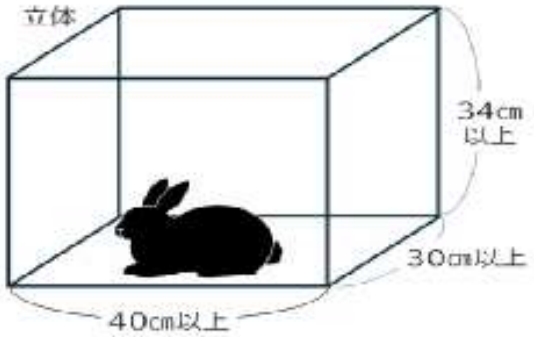
うさぎ

うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養し、又は管理する場合にあっては、これらの個体の頭胴長のうち最も長いもの。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。



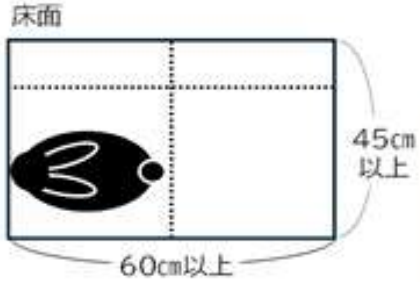
■頭胴長20㎝の場合（１頭当たりの床面積＝1200㎠以上）

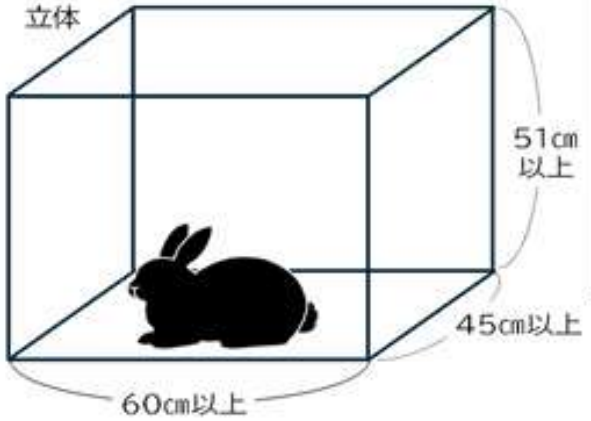




＋

■頭胴長30㎝の場合（１頭当たりの床面積＝2700㎠以上）

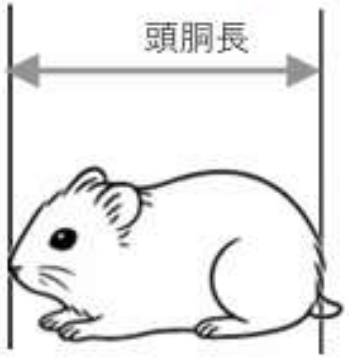




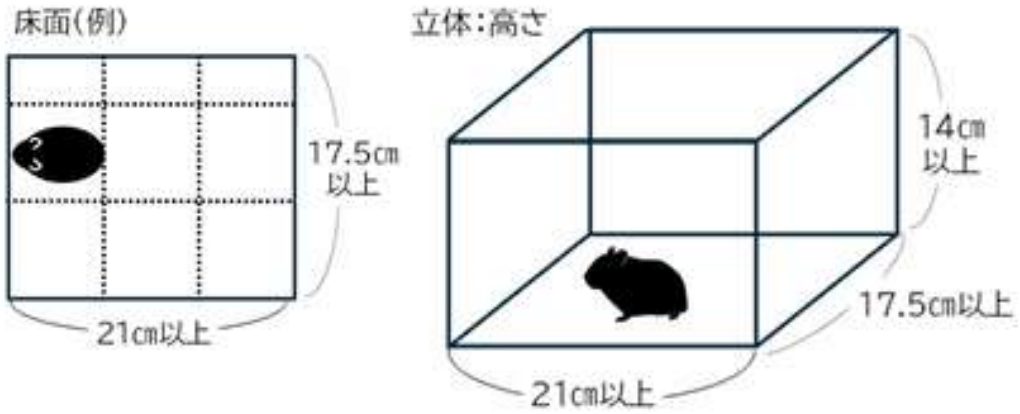
長期飼養（ブリーダーやペットショップ等）の場合は、推奨スペースを参考にし**運動ができるより一層の広さ及び空間**での飼養、又は適切な頻度と時間を定め**十分に運動することができる状態に置く**こと。

ハムスター

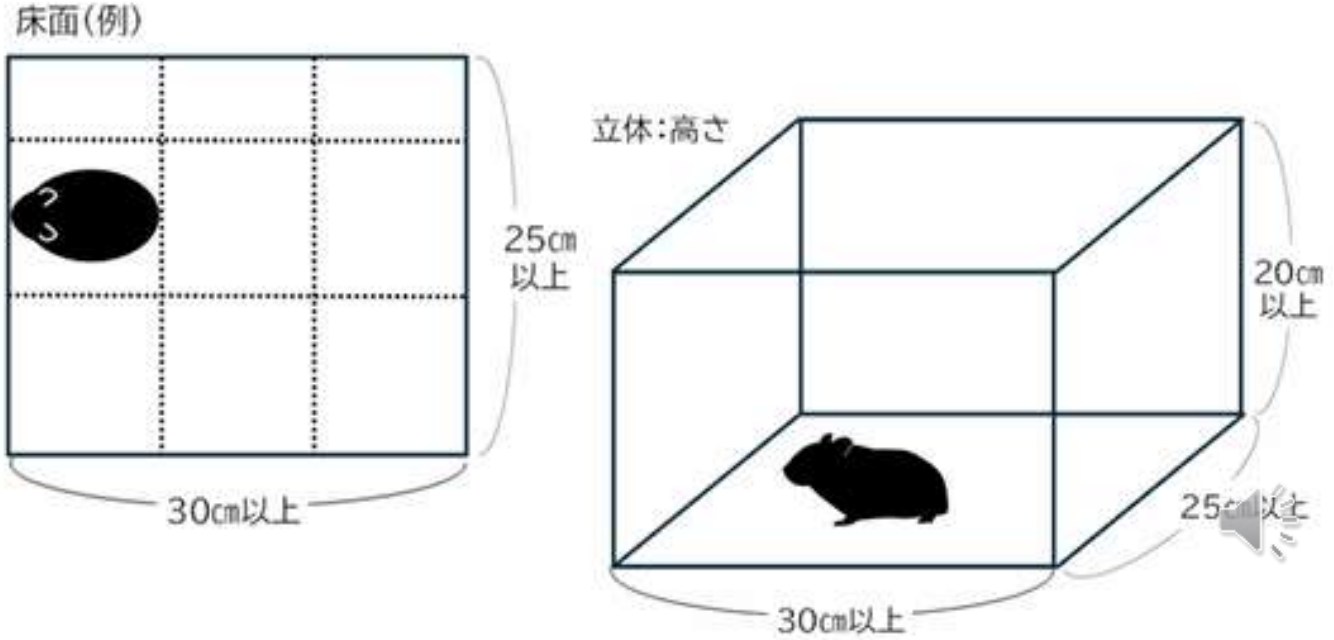
ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。



■頭胴長7㎝の場合のケージ例（１頭当たりの床面積＝7×７×7.5＝367.5㎠以上）

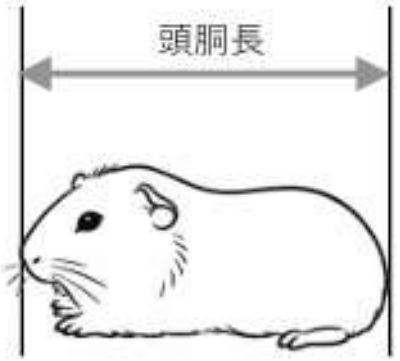


■頭胴長10㎝の場合のケージ例（１頭当たりの床面積＝10×10×7.5＝750㎠以上）

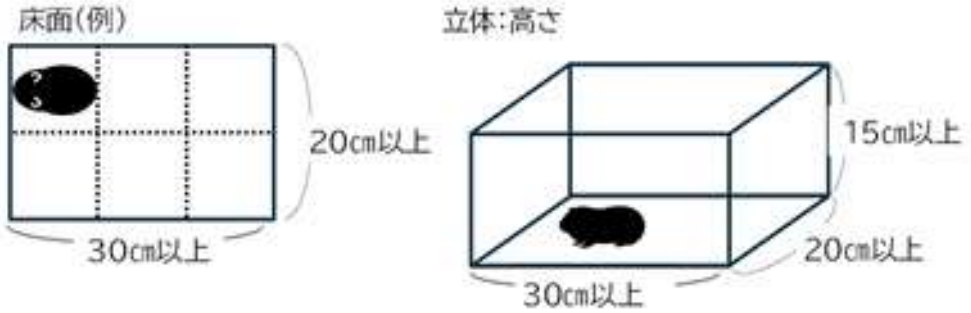


モルモット

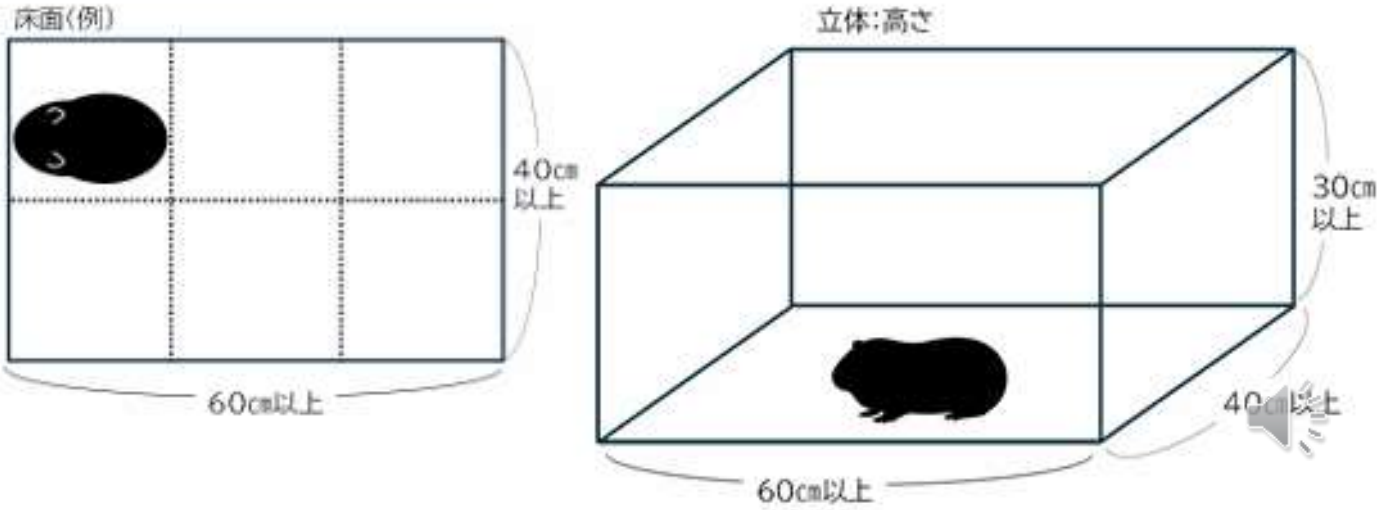
モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。



頭胴長10cmの場合のケージ例（１頭当たりの床面積＝10×10×6＝600㎠以上）



頭胴長20cmの場合のケージ例（１頭当たりの床面積＝20×20×6＝2400㎠以上）



規定の経過措置について

- ケージ等の規模に係る基準については、ケージの買替えなど設備更新に時間を要することが想定されるため、既存事業者に限り、施行後１年の経過措置を設ける。

 ➡うさぎ、ハムスター、モルモット、その他哺乳類のケージ等の規模に係る規定について経過措置を設定

経過措置の条文案

（経過措置）

- この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。次条において「法」という。）第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)(二)の規定は適用しない。

 ※第一種動物取扱業者に係る経過措置

- この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)（ロ）の規定は適用しない。

 ※第二種動物取扱業者に係る経過措置

＜前回の飼養管理基準策定時の対応＞

施行：令和３年６月１日（繁殖回数の規定は令和４年６月１日施行）

- 犬猫のケージサイズ規定は施行後１年間の経過措置を設定。
- 犬猫の員数規定は複数年かけて段階的な経過措置を実施。

その他哺乳類

その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

※下線の箇所については、各動物がどのような動作を行うための広さ及び空間が必要となるのか等、解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

温度計・湿度計の設置、光環境の管理

背景・課題

- 動物の生理・生態に適さない温度・湿度で飼養がなされており、健康に支障が生じる恐れがある。
- 夜行性の動物など、習性に合わせた光環境の管理が必要な場合がある。

対応案

犬猫のみ対象となっていた基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。

＜改正概要＞

・哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
・哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

※ 寒さに対する震え、暑さに対する開口呼吸等、主な動物における具体的な状態については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

※ 「飼養施設等」については、解説書細部解釈において、日常的な飼養施設に加え、移動展示等での移動先の一時的な飼養環境も含めることを想定。

第三号 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

第21条第2項

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等を確保、騒音を防止
- 販売業者が夜間に哺乳類以外の動物の展示を行う場合は、明るさの抑制等に配慮すること
- 哺乳類の飼養又は保管を行う場合は、温度計・湿度計を設置し、エアコン等を利用して動物にとって適切な温度湿度を保つ必要がある
- 悪臭により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないこと

 臭気の原因になるアンモニア等が異常に高くなってはいけない。



- 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により日長変化に応じて光環境を管理すること

健康管理・疾病対応について

背景・課題

- ペットショップや動物展示施設において、疾病、傷病の状態であっても獣医師の診療を受けず放置。
- ペットショップや動物との触れ合いを目的とした展示施設において、爪が異常に伸びている状態の動物や脱毛状態にある動物が見られるなど、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態で飼養。

対応案

- 犬猫は、１年以上継続して飼養保管する場合に健康診断がすでに義務付け。犬猫以外の哺乳類を診療する医院が多くないこと等を踏まえ、定期的な健康診断ではなく、健康状態悪化時の基準を追加。
- 犬猫のみ対象となっていた健康状態における基準について、哺乳類全体を対象とした基準となるよう犬猫以外の哺乳類の生理生態も勘案した基準に変更。

＜改正概要＞

・動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障をきたすおそれがある場合は、特別の事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

・哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
（１）被毛にふん尿等が固着した状態（２）体表が毛玉で覆われた状態（３）爪、歯、ひづめが異常に伸びている状態
（４）その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態



※個体の状態悪化の具体的な症状等については、解説書で可能な限り具体的な内容を示す。
※適切な疾病時の対応のために、あらかじめ取り扱っている動物を診療可能なかかりつけの獣医を確保しておくことの重要性について解説書に記載。
※例外規定である「特別な事情があるとき」は、解説書細部解釈において、獣医師による事前の診療を受けており診療時に個体の状態悪化時にとるべき対応の指示を受けている場合等を想定。

第四号 動物の疾病等に係る措置に関する事項 ～健康管理・疾病対応について～

定期的な健康診断ではなく、健康状態悪化時の基準を追加 。

健康状態における基準について、哺乳類全体を対象とした基準となるよう犬猫以外の哺乳類の生理生態も勘案した基準に変更。



展示時間、展示を行う場合の休息



背景・課題

- 展示された動物が休息（顧客が入ることができない逃げ場）を確保することができない、休憩時間のない状態で展示・接触（ふれあい）が続いている。

対応案

動物の休息を確保する観点から１日の展示時間の上限を規定するとともに、犬猫の基準と同様に長時間連続して哺乳類の展示を行う場合の休息設備の確保や展示を行わない時間を設けることを規定。

＜改正概要＞

・販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻から展示終了時刻まで（複数の個体の展示を行う場合にあっては、それぞれの個体の展示開始時刻のうち最も早い時刻から展示終了時刻のうち最も遅い時刻まで）の時間をいう。以下同じ。）は、十二時間を超えてはならない。哺乳類（犬又は猫を除く。）の展示を行う場合には午前八時から午後十時までの間において行う（特別の事情がある場合を除く。）とともに、一日の哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示時間が、十二時間を超えてはならない。

・販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難なときは、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

※休息できる設備等については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す

輸送後の目視による健康観察

背景・課題

- 輸送後、販売等までに目視観察期間がないため、移動による負担で体調を崩した動物が販売等されることと、負担を伴う移動後に休憩時間がないことが懸念される。

対応案

犬猫の基準と同様に飼養施設への輸送後2日間以上の健康状態の観察を行うこととするが、イベント販売として展示即売会場などの施設間を連続して移動することが動物への負担になることが指摘されていることから、これらの施設への輸送に関しては、連続した輸送はせず目的を達成した後速やかに日常的に飼養している施設へ持ち帰る規定とする。

＜改正概要＞

・販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であって当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（「外部施設」という。）に輸送した場合にあっては、この限りではない。

・販売業者及び貸出業者にあっては、販売又は貸出を供する目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を顧客に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

※目視による観察の詳細等については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す

繁殖時の対応等について

背景・課題

- 繁殖に適している状態かどうかの判断を事業者において行うことは難しいため、繁殖に適さない個体であっても繁殖させ続けてしまう可能性がある。

対応案

- 犬猫のみ対象となっていた繁殖時の診療や助言に係る基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。　※加えて獣医師等の診療や助言に係る記載について表現を修正

＜改正概要＞

- 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。
- 繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。

※ 繁殖時の適切な対応のために、あらかじめ取り扱っている動物を診療可能なかかりつけの獣医を確保しておくことの重要性について解説書に記載。

※ 「獣医師等による助言」は獣医師及び愛玩動物看護師による助言を想定する。

※ 繁殖時の帝王切開については、麻酔処置を伴う高度な医療行為であり、関係法令等も踏まえると、基本的に獣医師の実施が想定されること等について解説書に記載。

夜間営業、接触・譲り渡しの時間帯について

背景・課題

- 夜間営業により動物の休息が妨げられている。
- 夜間での接触・譲り渡しにより、動物の休息が妨げられる場合があり得る。

対応案

犬猫のみ対象となっていた基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。なお、動物園等の施設で展示される動物の輸送など、夜間における遅延ない譲渡し等が、動物の健康や福祉の観点から適当であると考えられる場合を踏まえ、「特別な事情」を規定。

＜改正概要＞

・ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

・ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

－販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下同じ。）に哺乳類を顧客と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わないものを除く。）及び器具を介するものを含む。）させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合においては、この限りではない。

動物への接触方法について

背景・課題

- 触れ合いでは動物が休息（顧客が入ることができない逃げ場）をとることができない、休憩時間のない状態で触られ続けている。
- 顧客による不適切な触れ合いが生じた場合には、直ちに対応するための職員が必要である。

対応案

動物と顧客との接触時に求められる職員の確保や、接触に用いられる動物が休息可能な場所の確保、接触方法に関する顧客の理解状況の確認、接触前後の手指等の消毒等を新たに基準として追加。

＜改正概要＞

・販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について顧客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、顧客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

・販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、哺乳類を顧客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する顧客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

※ここでいう「接触」には、動物に接近して食物を与える行為や器具を介する接触を含む。

※不適切な接触が生じた場合に直ちに対応するために必要な人数の考え方等については、解説書において可能な限り具体的な内容を示す。

その他の主な改正事項

- **ケージ等の安全な構造及び素材**

 ⇒犬猫の基準を参考として、明らかに傷害等を受けるおそれのある不適合なもの（ケージ等の錆、割れ等）を提示し基準として追加。

- **複数・単独飼養、捕食・被捕食動物の近接展示について**

 ⇒現行基準においてケージの配置や動物の組合せについてはすでに基準化されているが、飼養頭数については記載されていないため、飼養頭数を考慮する哺乳類共通の基準を追加。

- **給水の確保について**

 ⇒犬猫のみ対象となっていた清潔な給水の常時確保にかかる基準について、哺乳類全体を対象した基準に変更。

- **訓練方法について**

 ⇒現行基準において、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすることが基準化されているが、その具体的な内容（殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる行為等）を基準として追加。

 ⇒展示業者、訓練業者に加え貸出業者を規制対象に追加

受講確認テスト　問1キーワード

受講確認テストURLは動画の概要欄に記載しています。

問1の入力欄には以下のキーワード（文字列）を入力してください。

飼養管理基準

必要に応じて動画を一時停止してメモ等に記録してください

講義の内容

犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化について

（第一種及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準の改正）

富山県動物の愛護及び管理に関する不利益処分等取扱要領の策定について



富山県動物の愛護及び管理に関する不利益処分等取扱要領の策定について

【目的】
この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律　及び　富山県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づく、第一種動物取扱業の登録取消し又は業務の停止、特定動物の飼養又は保管の許可取り消し、その他の不利益処分について、必要な事項を定めるものとする。

【施行期日】
令和８年４月１日

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）について

ご清聴ありがとうございました

